

午後三時三十二分 開会

○議長（首藤 正君） ただいま、出席議員数の、定足数を確認いたしておりますので、暫時休憩いたします。

午後三時三十三分 休憩

午後三時 五十分 再開

○議長（首藤 正君） 先ほど、午後三時四十五分に会議を開くから、会議時刻までに必ず出席されるよう催告いたしましたが、出席議員数が定足数に達しませんので、地方自治法第百十三条の規定により、ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

暫時休憩いたします。

午後三時五十一分 休憩

午後五時四十六分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

先ほど、私から、出席催告を行った後に、繰り返し出席要請を行いましたが、現在の出席議員数が定足数に達しませんので、地方自治法第百十三条の規定により、議会を行います。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第六号により行います。

日程第一により、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

去る六月二十四日付で、私が、委員会条例第十三条の規定により、議会運営委員会委員を辞任いたしましたので、御報告をいたします。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、別府市議会委員会条例第七条の規定により、十九番三ヶ尻正友君を御指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、十九番三ヶ尻正友君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、六月二十四日開会の本会議において付託中の議案に対する各委員会の審査に期限を設けることを決定しましたが、審査期限の六月二十五日、総務文教委員会及び厚生委員会の両委員会において、委員の出席数が定足数を欠いたため開会できず、付託された議案の審査は、未了となっております。

この際、お諮りいたします。

総務文教委員会及び厚生委員会の両委員会に付託された議第四十二号関係部分から議第四十五号まで、及び議第四十八号から議第四十九号まで、並びに議第五十三号から議第五十六号までの以上十件については、委員会開会の定足数を満たさず審議未了となっておりますので、会議規則第四十四条第二項の規定により、本件を日程に追加し、直ちに審議し

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、総務文教委員会及び厚生委員会に付託された各議案を日程に追加し、直ちに審議することに決定いたしました。

総務文教委員会及び厚生委員会に付託された各議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○六番（池田康雄君） 今回、総務文教委員会に、南小学校の校舎建設関連で債務負担行為が出ておりますが、補正が出ておりますが、私、先日的一般質問の中でも確認をしたことでありますが、今度の建設に対して基本設計と実施設計を同時にするという、私流に言わせていただければ理不尽なやり方の中で校舎が建設されようとしているわけであります。漏れ聞いたところによりますと、地域の説明会か何かを七月七日にやるというような話も、私、先ほどちょっと小耳に挟んだのでありますが、ともあれ私は、個人的にどのような校舎になるのか図面を見せてほしいというふうをお願いをしたのですが、委員会で提示するというようなことで、委員会もまた流れて見せてもらえないまま推移しておるわけですが、どんなに私個人に見せなくても、やがて建設が始まって形が出てくると思うのですね。私もそういうものを見ながらいろんな意見をまた言うことになるのだと思うのでありますが、地域の人に説明をする。しかし実施設計も終わっている段階では、変更は効かない。しかし、やっぱり二十一世紀の新しい学校ということでもって前宣伝をしながら、あるいはいろんな場所がかつてない地域の風が吹き抜けるような新しい学校にするというような段取りを踏まずして建設されて、私は、それに対していろいろな、やっぱりこうすべきだった、ああすべきだったということが、基本設計でたたくという作業をしてないがゆえに必ずや起こってくるのだというふうに思うのです、そうなったときは、どういう責任のとり方があるのかな、行政として。その辺やっぱり明確にしておかないと、その時期が来たわ、やはりその問題はうやむやになってしまうのでは、とてもではないが今回の一連の流れ、平成十一年度から始まって平成十四年度を迎えて、なおそのような状態にしかならなかったということは、非常におかしいと思うのですが、その責任というのは、どういうところでどのような形でとっていくのでしょうかね。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

議会の皆様方には、総務文教委員会で御説明する予定でございましたが、現在まだできておりませんことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

校舎の設計等については、関係者の声といたしまして、設計に入る前までにさまざまな御意見・お考えを伺うために、私どもといたしましては、校区の検討委員の皆様や開設準備委員の方々、あるいは市議会の代表の方とか地元関係者の方、学校関係者の方、十分とは言えないかも知れませんが、御意見を伺ったところでございます。このような方々の

豊富な知識とか経験によりまして、多くの助言をいただきました。そして、そういった助言ができるだけ設計に生かされるようお願いしたところでございます。それで十分であるかということにつきましては、できる限りの努力をしたということで御理解をしていただきたいと思います。

○六番（池田康雄君） 「できる限りの努力をしたということで理解をせよ」と言われて、「はい、わかりました」と言えるならば、私は、一般質問に引き続いてこの場でこの問題を取り上げません。そして、私の一般質問の中身が、そういうものを言われて理解できるような状況に判断されておるとしたら、余りにも私の発言に耳を貸さなさ過ぎる。だから、ここのところだけはっきりしましょうよ。とにかく努力して、いろいろな問題が起こらんようにしたから問題が起こらんのだと言い切れるだけの準備・段取りを踏んだのだというのですか、まだ。僕は、そうならないような気がしてならんのでね。もしそうなったときにはどうするのだということが明確になれば、私は、もうこの問題はこれで終わりますが……。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、できる限りの努力をしたことでございますので、もう、お願いでございますが、御理解をしていただきたい、こういうふうを考えておる次第でございます。

○六番（池田康雄君） もう一回だけね。これは議事録にも残るのだと思うので、正確にしておきたいのですが。できる限りの努力をしたということ、あなたは言うてはいけない。言えるような段階を踏んでない。基本設計と実施設計を同時にして、何が、どこで、あなたたちが皆さん方の意見を最大限取り入れるような段取りを踏んだということになるのですか。ならんのです。意見を聞いた、基本設計に入れた。しかし、いろいろな意見の未整備な状況がある。さらに意見を聞いてという作業を幾つか繰り返したというプロセスがあれば、もう僕もここでこんな言い方をしません。努力をした。それはもう、いつも望みどおりで一〇〇%かなえられるということにはならんということぐらいわかっていますから。だけれども、まだこの期に及んで、一生懸命の努力をやったということを言い張るのは、絶対におかしいのだ、この問題においては。この点だけを再度私、確認させていただいて、終わります。

○一番（猿渡久子君） 一般会計補正予算の商工費、商工振興費の部分、緊急雇用対策に要する経費の追加額について質疑をいたします。商工課長、お願いいたします。

緊急雇用対策の全体の予算として、当初予算で幾らの予算が上がっていて、今回の補正を加えて幾らになるのか、事業内容はどのような事業内容があるのか、お答えください。それともう一つ。今、行っている事業以外にも希望が上がっているものがあるのではないのでしょうか。その辺はどうでしょうか、お答えをお願いします。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。（「商工課長が答弁するのはおかしいの

ではないか。委員会が違う。観光経済……」、その他発言する者あり)

○議長(首藤 正君) はい、答弁をしてください。

○商工課長(中野義幸君) お答えいたします。

当初予算といたしましては、四千万円の議決をいただいておりますので、今回、補正によりまして二千七十七万七千円の議決をいただきますと、本年度につきましては、六千七十七万七千円の予算となります。

また、今回の補正予算で御審議いただいている事業につきましては、学校教育課の別府市学校生き生きプラン、生涯学習課の湯の町IT塾、さらに消防本部の小規模雑居ビル等防火対象物調査指導事業の三つとなっております。

また、現在、当初予算で上がっている以外でどういう事業があるかというお尋ねでございますけれども、水道局の方からさらに一事業を追加してほしいという要望が来ております。

○一番(猿渡久子君) 今行っている事業以外にもこのような事業を緊急雇用対策の事業としてやってもらいたいという希望も上がっているということですし、予算を拡大するように県に要望すべきだと思います。またそのあたりが無理な場合には、県の事業として市のやりたい事業を県にやってもらおうということも、要望をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○商工課長(中野義幸君) さきの議案質疑でも御答弁いたしましたけれども、この事業につきましては、総額四十六億円となっております、そのうち県事業分が二十三億円、市町村事業としまして二十三億円の予算となっております。すべての事業が全額県補助で賄える事業となっております。

配分枠の拡大ということでございますけれども、年度当初、各市町村にすべて二十三億につきましては配分いたしておりますので、別府市だけの枠を広げるということにつきましては困難がありますけれども、一年二年と事業を消化していく上におきまして、消化しきれない部分、市町村につきましてあると考えておりますので、県につきまして、これら別府市の事業枠の拡大につきまして努力を続けていきたい、そういうふうに考えております。

○一番(猿渡久子君) この緊急雇用対策で雇われている方の一カ月の給与はどのくらいになるのか。今度の補正で上がっているそれぞれの事業について答弁をお願いいたします。

○消防本部庶務課長(吉本皓行君) お答えいたします。

消防本部におきましては、防火対象物の指導事業委託料ということで計上させていただいております。この事業につきましては、防火対象物の調査に伴います事故点検指導員の二名を雇用しながら事業を実施しております。この事故点検指導員の人件費でございますけれども、一人一カ月二十七万三千百六十円。全体事業が七百三十三万九千五百円で、人件費相当分が六百五十五万五千八百四十円、全体事業の八九%が人件費となっております。

○ 学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

非常勤講師の報酬でございますが、別府市学校生き生きプランの報償費ということで、一日六時間、週四日で計算いたしますと、二十六万四千元となります。

○ 生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

湯の町ＩＴ塾でございますが、職種が講師並びに補助者、受付事務、市のサポート事務、こういう方たちを雇用していただくための委託でございますが、延べ四十九名の雇用になるかと思います。その人件費の合計が八百六十万ほどになります。そういうことで一人平均十七万五千元程度になるかと思います。

○ 一番（猿渡久子君） この雇用は、学校の先生などは、ことしから一年間続けての雇用になりましたけれども、それ以外の部分は半年の雇用になります。やはり緊急雇用対策として失業対策というには、半年の雇用では十分ではないのではないかと思いますので、一年続けて雇用できるように、ぜひ国の方に要望していただきたいと思います。

あと、学校生き生きプランの事業で、県の方でも緊急雇用対策で補助教員を雇っている分があると思うのですが、県の緊急雇用対策の分では何人の先生を雇っているのか、市の方の緊急雇用対策の分では何人の先生を雇っているのか。それと、今回五人の人数を九人にふやしたということなのですかけれども、そういうことになると、十五年度、十六年度についてはどういうことになるのか、答弁をお願いいたします。

○ 学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

緊急雇用で採用されました教員補助者の人数でございますが、市の分の学校生き生きプランでは、本年度九名、県の緊急雇用の分では、本年度十名となっています。

それから、来年度でございますが、総枠が決まっています、平成十五年が七名、平成十六年度が五名というふうに考えています。

○ 一番（猿渡久子君） 今年度分をふやすと、また来年度、それ以降の分が、十分な人数が雇用できるのかという問題もありますし、やはりさっき言いましたように、県の方に予算枠を拡大するように要望していただきたいと思います。それに、やはり雇用としても十分な雇用でなく中途半端な形で、なかなか自立した生活が難しいような状況にあるのではないかなと思うのです。働く側の方々としても、責任を持ったやりがいのある仕事ということにはなかなかないし、やはりさくらプランのときにも、二年たった、その後はどうなるのかという不安を先生方はお持ちでしたし、短期間の期限を切った事業ではなくて、例えば生き生きプランのように引き続き継続して必要な事業については、今後については、やはり商工の予算ではなくて教育予算としてきちんと予算化すべきではないかと思っています。

では、次に、老人保健特別会計について質疑をしたいと思います。

老人保健特別会計の補正の予算が出ていますけれども、十二年以後、介護保険の導入が始まってから、介護保険制度が始まってから、それまで医療としてやっていたデイケアと

か療養型病床群など、介護保険に移行した部分があるので、それに伴って特別会計の負担が減ったと思うのですけれども、その一般会計から特別会計への持ち出し分、繰り出しの額の変動は、十一年とそれ以降の比較はどのようになっていますでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

平成十一年度でございますが、繰入金は九億二千七百八十五万百二十二円でございます。平成十二年度は七億六千六百十九万八千七百四十六円でございます。十三年度は見込みでございますが、七億七千六百八十三万一千五百二十三円でございます。

○一番（猿渡久子君） 今の答弁の中で、十一年度と十二年度を比較したときには、一億六千万以上減っているということになるわけです。十三年度と比較したときには一億五千万余りという比較になるわけですが、これだけの一般会計から老人保健特別会計に繰り出すお金が少なく、予算が少なく済むということになったわけですので、現状の中で高齢者の方々の生活はもう非常に厳しく、私は一般質問でも質問をしましたように、サービスを受けたくてもなかなか受けられないというふうな状況が多々あるわけですから、この一般会計の持ち出し分が減った分の予算で、利用料の減免に使うべきだと考えます。これは要望にとどめておきます。

○議長（首藤 正君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

（一番・猿渡久子君登壇）

○一番（猿渡久子君） 議第四十二号一般会計補正予算の総務文教委員会、厚生委員会関係部分について、賛成の立場から討論を行います。

まず、緊急雇用対策事業に要する経費の追加額についてであります。

今回の補正額二千七十七万七千円は、学校生き生きプラン、防火対策物調査指導事業など、市民生活に密着した必要な予算であり、賛成いたします。

なお、今年度実施の事業以外にも緊急雇用創出対策事業として取り組みたいとの希望が、各部局より上がっているとのことであり、今後、県に予算枠の拡大を要望すること、または、県の予算で別府市の希望する事業に取り組むよう要望することを求めます。

また、緊急雇用対策事業は、失業対策として十分なものとは言えず、さらに継続して必要な事業については、事業の充実のためにも今後、各部局の予算として予算化していくことが必要と考えます。検討を要望いたします。

次に、議第四十三号老人保健特別会計補正予算についてであります。

市民生活に必要な予算であり、賛成であります。老人保健特別会計は、介護保険に移行した部分があるために、十二年度より介護保険導入前よりも多くの予算が減額となっております。一般会計からの繰り入れも一億五千万余りも減額となっております。一方で、高齢者の置かれている状況は、介護保険料・利用料の負担が重く、十分に必要なサービスが

受けられず、不自由な生活や機能の低下を余儀なくされている高齢者が多い実態にあります。これらの高齢者の方々の生活実態は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記した憲法二十五条に反するものと言わざるを得ません。市民の安全と健康、福祉の増進を目的とする地方自治体の責務として、減額となった一般会計予算を活用して利用料の減免を行うべきだと考えます。

日本共産党員が市長となった秋田県湯沢市では、利用料を５％に軽減する議案が、この六月議会で全会一致で可決しました。福祉のまちを自負する別府市としても、ぜひ前向きに検討し、早期に実施するよう求めるものです。（「共産党の賛成討論は初めてだ」と呼ぶ者あり）

○議長（首藤 正君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これより、上程中の各議案について順次採決を行います。

上程中の総務文教委員会及び厚生委員会の両委員会に付託された各議案のうち、議第四十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第一号）関係部分から、議第四十五号別府市職員の特別勤務手当に関する条例の一部改正についてまで、及び議第四十八号別府市消防団員にかかわる退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてから、議第四十九号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてまで、以上六件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第五十三号市長専決処分についてから、議第五十六号市長専決処分についてまでの以上四件については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上四件は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第二により、上程中の議案に対する各常任委員会及び関係特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告を願います。

観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・岩男三男君登壇）

○観光経済委員会委員長（岩男三男君） 観光経済委員会は、去る六月十九日の本会議において付託を受けました議第四十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第一号）関係部分につきまして、六月二十五日に委員会を開会し、審査を行いましたので、その概要と結果について御報告いたします。

まず当局より、園芸奨励助成に要する経費の追加額では、地産地消を基本とした鮮度の高い野菜及び花卉を地場市場に供給するため、大型の保冷施設を別府市公設地方卸売市場

内に設置することにより、「鮮度」という付加価値をつけ、農業収入の増益を図ることを目的とし、追加補正を計上したものである。

また、畜産振興助成に要する経費の追加額においては、昨年来、大きな社会問題を醸し出したＢＳＥによる畜産農家への影響は深刻であり、国や関係者の努力により、ことしに入り徐々に消費者の理解が回復しつつあるが、五月十一日に四頭目の感染牛が出るなど、まだまだ厳しい状況が続いており、和牛生産の基本となる種付け料を補助することにより、畜産農家の経営安定化を図ることを目的とし追加補正を計上したものである、との説明がなされました。

委員より、ＢＳＥ対策として生産者の保護育成も大事だが、商品の不当表示問題が消費者の不安を増大させている。行政としても、畜産業者が出荷したものがどういう経路で消費者のもとへ届くのか、明確に市民の方々へ知らせ、消費者の信頼を取り戻す必要があると思われるところから、消費者が安心して購入できるよう体制づくりに意を注いでいただきたい、との意見や要望がなされた次第であります。

以上のような経過を踏まえ、議第四十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第一号）関係部分については、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会副委員長・猿渡久子君登壇）

○建設水道委員会副委員長（猿渡久子君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告させていただきます。

建設水道委員会は、去る六月十九日の本会議において付託を受けました議第四十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算関係部分外五件について、六月二十五日に委員会を開会し、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第四十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算関係部分であります。

まず、建築指導課関係部分であります。委員より、建築指導事務に要する経費の追加額について質疑がなされ、当局より、五月三十日から実施されますいわゆる建設リサイクル法の施行事務を県から委任され、内容については、一年間に建設廃棄物が約八千五百万トン排出されており、処理については、建築物を壊す際に、建設廃棄物を含む一定規模以上の工事について届け出を行い、排出する廃棄物を分別解体し、解体された特定建設資材については、再資源化等が義務づけられる。平成二十二年には、リサイクル率を九五％まで上昇させるというのが建設リサイクル法の趣旨であり、また今年度が初年度であるため、パンフレット等を中心に啓発の予算を計上したものである。さらに、この法律が施行され

るに当たり、二年ほど前から、この法律の内容等趣旨を例年二回開催される法令講習会でも受注業者に説明をし、ことし五月には、市民に対して市報の中でPRを行った経緯もあり、今後、特集記事の掲載も予定している、との説明を了とした次第であります。

次に、都市計画課関係部分であります。まちづくり交通計画調査に要する経費については、今年度、国庫補助がつき予算計上したが、観光都市づくりに寄与する道路づくりはどのようなものがよいかということで、観光、市民生活、防災の面から今後の道路整備について調査検討するものであり、本調査に基づいて都市計画道路の整備を行っていきたい、との説明を適切妥当と認め、最終的に議第四十二号の関係部分について、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第四十六号別府市環境保全条例の一部改正についてであります。別府市環境保全条例第四十条に、今回、携帯電話の中継基地の鉄塔や広告塔等の「指定工作物」の規定を設け、設置業者に説明責任を課し、紛争を未然に防止するための条例を改正するものである、との説明を了とし、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をした次第であります。

続きまして、議第四十七号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。山家市民住宅は、公営住宅法に基づかず市の単独事業で建設され、老朽化も著しく、現在募集もしておらず、今回、手続きミスによりA、B、C棟をすでに解体をしてしまった。本来であれば議会の承認を得た後に取り壊すべきところであったが、今後は条例を遵守し、議会軽視とならぬよう努めてまいりたい、との説明がなされました。

また、委員より、跡地利用についての質疑に対し、D棟については、現在三戸のうち二戸が入居しており、入居者がいなくなった時点で解体し、有効活用を図りたい、との答弁がなされました。

これに関連して、市営住宅建設事業の概要についてただしたところ、今年度策定する公営住宅ストック活用計画の中で検討し、建てかえの際、現状の戸数を若干クリアするよう戸数の確保を図りたい、との答弁がなされましたが、さらに、委員より、民間の共同住宅と市営住宅とのバランスを考慮し、長期的展望に立ち今後の建設計画を進めていくべきである、との意見がなされました。

以上の経過を踏まえ、議第四十七号を採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第五十号議決事項の変更についてであります。餅ヶ浜中津留線歩道整備事業にかかる歩道新設工事の委託に関する協定の協定金額を変更しようとするものであり、平成十三年三月六日に議決された平成十三年議第十二号協定の締結についての、JR九州との協定変更に伴い、仮設土どめくいを打ち込む際に、玉石混土砂が多出したため、施工方法を先掘用ボーリングビットの種類を変更したことによる掘削費用の増額が主な理由である、との説明を了とし、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をした次第

であります。

続きまして、議第五十一号市長専決処分についての関係部分であります。総合体育施設建設室関係では総合体育施設に要する経費を、土木課関係では別府駅前原線外歩道整備に要する経費を、都市計画課関係では県施行負担金を、それぞれ一般財源と地方債との財源補正である、との説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第五十二号市長専決処分については、平成十四年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算については、平成十三年度決算見込額を算出したところ、歳出見込額が歳入見込額を上回ったため、歳入不足分を繰り上げ充用するものであるとの当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定をした次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けた議案の審査とその結果を報告いたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（首藤 正君） 交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長。

（交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長・朝倉 斉君登壇）

○交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長（朝倉 斉君） 交通体系及び海岸整備対策特別委員会は、去る六月十九日の本会議において付託を受けました議第四十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第一号）関係部分について、六月二十五日に委員会を開会し、審査を行いましたので、その審査の概要及び結果について御報告をいたします。

今回の補正内容は、このたび大分空港国際航空路線の拡張に伴い、運航開始の運びとなった大分・上海線国際定期便の就航に伴う記念式典等を開催するため、本年四月二十五日に、県が主体となり、大分県、大分市、別府市及び大分航空ターミナル株式会社並びに運航会社である中国西北航空会社が、それぞれ費用負担を行ったものであり、総事業費千二百万円のうち別府市の負担分百万円を計上した旨の説明がなされた次第であります。

委員から、今回は、大分・上海線国際定期便運航開始に伴う種々の祝賀行事の負担金だけであるが、今後において同路線が本市へ及ぼす影響をどのように受けとめているのか、との質疑に対し、当然、今回の費用負担を行うに当たっては、同路線を利用される訪問団や入り込み客に対して、優先的に別府市内に宿泊をしていただくよう、県に対しての申し入れも行った経緯があり、海外からのマーケット拡大に伴う経済効果も見込まれるとともに、ひいては別府観光推進に寄与していただけるものと期待をするところである。なお、就航記念行事が行われた翌日の四月二十六日においては、早速、日中国交正常化三十周年記念行事が本市で開催されたことも報告する次第である、との説明がなされたところであります。

以上の経過を踏まえ、最終的に議第四十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第一号）関係部分を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、本委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、各常任委員会委員長及び関係特別委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（一番・猿渡久子君登壇）

○一番（猿渡久子君） 議第四十七号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

市営山家住宅A棟、B棟、C棟については、すでに解体済みとのことであり、条例改正に賛成であります。

なお、不況の中、市営住宅への入居希望が殺到し、平均九倍という高い倍率、最高では九十倍という倍率もあるという状況の中、今後、東別府住宅を含む建てかえ計画を早期に進め、高齢者、障害者にも対応できる住宅建設を進めるよう、要望するものです。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これより、上程中の各議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第四十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第一号）関係部分及び議第四十六号別府市環境保全条例の一部改正についてから、議第四十七号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、並びに議第五十号議決事項の変更についてまでの以上四件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上四件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上四件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第五十一号市長専決処分について及び議第五十二号市長専決処分についての、以上二件に対する委員長の報告は、いずれもこれを承認すべきものとの報告であります。以上二件については、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上二件は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に、日程第三により、議第五十七号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第五十八号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上二件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・井上信幸君登壇）

○市長（井上信幸君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第五十七号及び議第五十八号は、本市固定資産評価審査委員会の委員として、桑原寿一氏並びに鳴海淳郎氏を選任いたしたいので、地方税法第四百二十三条第三項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第五十七号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第五十七号は、原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、議第五十八号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第五十八号は、原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、日程第四により、議第五十九号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第六十一号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上三件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・井上信幸君登壇）

○市長（井上信幸君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第五十九号、議第六十号及び議第六十一号は、人権擁護委員として、藤井久子氏、薬師寺哲雄氏並びに高橋篤法氏を推薦いたしたいので、人権擁護委

員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第五十九号については、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第五十九号は、原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

上程中の議第六十号については、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第六十号は、原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

上程中の議第六十一号については、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第六十一号は、原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、日程第五により、報告第四号平成十三年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第十号寄附受納についてまで、以上七件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（安倍一郎君） 御報告いたします。

報告第四号は、平成十三年度別府市一般会計補正予算（第六号）において繰越明許費として議決をいただいた新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業外七事業について、報告第五号は、平成十三年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第四号）において繰越明許費として議決をいただいた公共下水道事業について、それぞれ繰越額が確定しましたの

で、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により、報告するものであります。

報告第六号は、市道上における普通貨物自動車の損傷事故外二件の和解につきまして、地方自治法第百八十条第一項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第二項の規定により報告するものであります。

報告第七号、報告第八号及び報告第九号の三件は、本市が出資等を行っております法人について、その経営状況を説明する書類を、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、提出するものであります。

まず、報告第七号は、別府市土地開発公社の平成十三年度事業報告書の提出についてであります。

保有土地の有効活用等を図るため、保有土地の賃貸等を行うとともに、関連企業の情報収集及び誘致活動並びに研究開発関連企業の設備投資意向調査を実施したとの報告であります。

次に、報告第八号は、財団法人別府市総合振興センターの平成十四年度事業計画書の提出についてであります。

独自事業として温泉給湯事業等の五事業、受託事業として野営場事業等の九事業、計十四事業を実施しておりますが、健全経営体制の強化を図るとともに、住民福祉の向上に寄与したいとの報告であります。

次に、報告第九号は、財団法人別府商業観光開発公社の平成十三年度経営状況報告書の提出についてであります。

公社は、施設・経営の譲渡に伴う借入金の返済事務等を行ってまいりました。今後ともこれらの事務を円滑に遂行してまいりたいとの報告であります。

報告第十号は、寄附受納の報告であります。公園緑地関係及び教育関係におきまして御寄附をいただいております。

詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上、七件につきまして御報告いたします。

○議長（首藤 正君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告第四号から報告第十号まで、以上七件について質疑のある方は、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

以上七件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第六により、議員提出議案第五号自然再生推進法（仮称）の早期制定を求める意見書から、議員提出議案第十号有事関連三法案に反対する意見書まで、以上六件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第五号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(二十三番・岩男三男君登壇)

○二十三番(岩男三男君) 議員提出議案第五号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

自然再生推進法(仮称)の早期制定を求める意見書

近年、地球的規模の環境破壊が進み、地球温暖化や森林の消失など、我々人類の生存基盤である自然、すなわち自然生態系が大きく失われつつある事態に立ち至っています。元来、多様な自然環境に恵まれ、豊かな自然と共存した生活を営んできた我が国においてさえ、最近の各種の開発や都市化の進展等によって里山や自然河川、あるいは干潟の消失など、貴重な自然が急速に、かつ大きく損なわれつつあるという厳しい実態があります。

自然生態系は、言うまでもなく我々の暮らしや生命活動の源となるものであり、これらの自然循環というものが基盤にあつてこそ、循環型社会も持続可能な社会の発展も意味を持つものと言えます。こうした状況の中で、河川の再蛇行化や里山の回復など、各地において失われた自然を回復、再生しようとする試みが、官民を問わず胎動し始めています。

政府においても、自然と共生する社会の実現に向けてさまざまな事業が計画され、実施に移されようとしていますが、各省庁間あるいは各地域間で必ずしも効果的な連携が図られているとはいいがたい状況にあります。

以上の現状を踏まえ、NPO(民間非営利団体)等の専門知識や地域住民の活力等を生かしつつ、環境政策を所管する環境省を中心として、各省庁、地方公共団体、専門家、住民等が一体となって、自然再生事業をより計画的、総合的に取り組めるようにすることが、何よりも急務であります。自然と共生する社会実現を目指し、人為的行為によって失われた貴重な自然環境の回復、再生、さらには創生を図る自然再生事業のより積極的な推進を制度面からバックアップする自然再生推進法(仮称)の一日も早い制定を図るべきであります。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年六月二十八日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

環 境 大 臣

国 土 交 通 大 臣

農 林 水 産 大 臣

殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(首藤 正君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。
上程中の議員提出議案第五号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第六号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（九番・堀本博行君登壇）

○九番（堀本博行君） 議員提出議案第六号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及を求める意見書

我が国は、ほとんどの都道府県に温泉が存在するなど、豊かな温泉資源に恵まれています。温泉地は、古くから疾病の治療、予防、疲労回復及び心身のいやし等に広く活用されるとともに、近年においては、余暇における保養や娯楽・レジャーとしても広く利用され、「国民の保養基地」として不可欠な役割を果たしてきました。

我が国における温泉地は約二千九百八十八カ所を数え、その延べ宿泊利用人員は約一億三千七百五十三万人に上るなど、国民経済においても大きな位置を占めております。しかしながら、近年の長引く不況や自然災害及び国民のレジャー観の変化などにより、「国民の保養基地」としての活力を失い、かなりの部分にその疲弊が見られるなど、地域振興の側面からも大きな課題を抱えるに至っております。こうした温泉地の現状を直視しつつ、温泉資源が有する役割と潜在的価値を見直し、「国民の保養基地」としての役割をさらに大きく発揮させる必要があります。すなわち国民の健康増進、疾病予防と医療費抑制の必要性が、同時に要求されている今日、「温泉療養が、医療費抑制に効果がある」とした国民健康保険中央会の調査報告書は、大きな示唆に富むものであり、温泉資源を国民の健康増進、疾病予防にもっと幅広く、かつ有効に活用すべきであります。そのためには、国民がもっと気軽に温泉地を利用できるよう、温泉地の交通通信網の整備や国民健康増進施設等の整備、あるいは建物・施設のバリアフリー化を図るなどの特別措置を講ずる必要があります。

国及び政府は、温泉資源の有する顕在的・潜在的価値が十分に発揮されるよう、以下の

対策を早急に講ずるべきであります。

記

- 一、温泉療法を普及させていくために、「温泉利用型健康増進施設」の増設を図ること。
また、認定要件の緩和により、利用者の拡大を推進すること。さらに、「温泉療法医」や「温泉利用指導者」の養成・活用を図ること。
- 二、温泉療法による療養にかかわる診療報酬について、日本温泉気候物理学会提出した「温泉療養指導管理料」として実現を図ること。
- 三、介護保険における要介護者に対する温泉療養を介護保険給付の対象とするとともに、家族介護者に対する温泉療養も、家族介護者支援事業として認めること。
- 四、温泉療法の効能・効果についての科学的調査研究を実施するとともに、その結果に基づいて温泉療法の医療保険適用を推進すること。
- 五、国民の保養地として温泉地振興を図る観点から、「温泉地振興法」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年六月二十八日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣 殿

厚 生 労 働 大 臣

総 務 大 臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略して、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第六号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第七号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（二十六番・内田有彦君登壇）

○二十六番（内田有彦君） 議員提出議案第七号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

学校事務職員・栄養職員の人件費半額国庫負担制度を堅持し、

義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する意見書

教育基本法は、施行五十五周年を迎えました。その理念・精神を生かした教育改革の推進及び教育条件の充実を図ることが、今求められています。

教育基本法第十条では、教育行政の責務として条件整備を明記しています。これは、日本国憲法第二十六条の「教育義務費無償の原則」を受けてのことであり、このことは、義務教育が国民の教育を受ける権利を保障するものであり、現行の義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上のために、今日まで大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、財務省は、これまで旅費、教材費、恩給費、共済追加費用などを一般財源化し、「負担法」の趣旨を後退させる制度改悪を重ねてまいりました。中でも公立小中学校の学校事務職員及び栄養職員の「人件費適用除外」を、八四年十一月に「義務教育費国庫負担制度改革草案」の発表以来、長年に渡り執拗に求めてまいりました。昨年十二月に出された地方分権改革会議の「中間論点整理」では、学校事務職員に関して「事務の合理化が叫ばれている中で、事務職員の配置を義務づけていること等については、国が一律の基準で義務づけることなく、そういった職員の配置の必要性等は、各自治体の裁量にゆだねるという観点からの検討が必要であると考えられている」と明記し、自治体ごとに差ができることが前提の論議にされています。

制度が改悪されれば、学校事務職員・栄養職員の賃金は、全額都道府県負担となり、財政危機が深刻化する中で定数削減につながることは必至です。このことは、まさにさまざまな職種の協力・共同によって成り立っていた学校教育を根底から破壊することにほかなりません。

したがって、憲法理念を逸脱する義務教育費国庫負担制度の見直しに反対し、学校事務職員・栄養職員の人件費半額国庫負担制度を堅持されるように要請します。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年六月二十八日

別 府 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

殿

文 部 科 学 大 臣

総 務 大 臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第七号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第八号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（九番・堀本博行君登壇）

○九番（堀本博行君） 議員提出議案第八号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路特定財源の確保を求める意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本的なインフラであり、その整備は、全国民が長年にわたり熱望してきているところである。高齢化・少子化が進展している中、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するとともに、地球規模で環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、道路整備はより一層重要となっている。経済情勢が厳しい今、公共投資を着実に実施し、国民が真に必要とする社会資本を整備することによりデフレからの脱却、経済構造の改革を実現させることが必要である。

二十一世紀を迎え、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることのできる国土を形成するため、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備することが重要であり、道路こそ、その中核的な役割を担うものである。

そのため、次の事項について特段の配慮がなされるよう、強く要望する。

記

一、道路特定財源については、受益者負担の原則にのっとり、一般財源化など他に転用することなく、すべて国民の期待する道路整備を強力に推進するために充てること。

二、道路整備に関する新たな長期計画を策定し、所要の道路整備費を確保することにより、都市の再生、地方の活性化、個性あるまちづくりなどの施設を、長期的な視点に立って一層推進すること。

三、高速自動車国道は、国の最も基幹的な施設であり、今後とも国及び地域の社会・経済活動の発展を支えるため、国の責任において着実に整備を推進すること。

四、地方の道路財源を確保するとともに、地方財政対策を充実すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年六月二十八日

別 府 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

国 土 交 通 大 臣

殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第八号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第九号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（八番・野田紀子君登壇）

○八番（野田紀子君） 議員提出議案第九号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

医療制度の改悪に反対する意見書

今、国会に医療制度を大きく改悪する法案が提案されております。国は、「患者、医療保険料を負担する加入者、医療機関の三者が、それぞれ痛みを分かち合う『三方一両損』

の方針のもと、『聖域』は一切認めない」としてありますが、患者と医療保険料を負担する加入者とは、同じ国民であり、国民は二重に「痛み」を押しつけられることになります。国の負担は、二千八百億円が削減されることになっており、国の削減分が、国民への負担増で穴埋めをされるだけのことであります。抜本改革とは到底言えず、「給付の引き下げと国民負担増」だけで財政破綻を先延ばしする手法にすぎません。国民の負担増は、受診抑制をさらに広げ、病気の重症化につながり、医療費増加の悪循環を招くものであります。よって、国は、以下の事項を実現されるよう、強く要望します。

記

- 一、サラリーマンの本人及び家族（入院）負担を、二割から三割に引き上げないこと。
- 二、老人保健制度に対する公費負担増を前倒しして五割とすること。あわせて、老人保健対象の年齢の引き上げを行わないこと。また、「一定以上所得者」の区分も設けないこと。また、これらの者に対する二割負担を導入しないこと。
- 三、保険料の値上げを行わないこと。
- 四、「抜本改革なくして負担増なし」の観点から、出来高払い制中心の診療報酬体系の見直し、保険者機能の強化、薬価制度の抜本見直し、高齢者医療制度の創設など、これまで懸案となっている改革に速やかに着手し、その実効性が担保されるまで、国民・患者への負担増を行わないこと。
- 五、国民本位、患者本位の医療制度を確立するため、「患者の権利基本法」を制定すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成十四年六月二十八日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣 殿

厚 生 労 働 大 臣

財 務 大 臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第九号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立少数であります。よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第十号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（二十六番・内田有彦君登壇）

○二十六番（内田有彦君） 議員提出議案第十号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「有事関連三法案」に反対する意見書

政府提案の「武力攻撃事態法案」、「自衛隊法改正案」、「安全保障会議設置法改正案」の有事関連三法案が、国会で審議をされている。これらの法律案は、日本に対する武力攻撃が発生したり、武力攻撃が予測される事態への対処を定めたもので、従来の日本の防衛政策を大きく転換するものである。これら法案が成立すれば、武力攻撃が発生する「おそれ」が「予測」されるだけで、自衛隊が活動を始めることができる上、地方公共団体や指定公共機関には、国への協力が義務づけられる。さらに、首相の「指示」が実施されないときは、首相が直接指示を実行させる代執行権を認めるなど、周辺事態法の規定以上に国の権限を肥大化させ、自衛隊の活動領域を大きく拡大させるものである。物資の保管命令違反に対する罰則も定められるなど、憲法で保障されている国民の基本的人権や財産権を侵し、地方自治の本旨にもとるものであることは明らかである。国民の安全と平和を守るためには、平和憲法に基づく普段からの努力こそが必要であり、武力に依存せず、「人間の安全保障」を基軸に据えた外交努力を重ね、近隣諸国との信頼関係を醸成することこそが、平和憲法の理念に則した最良の備えである。

冷戦構造が崩壊した現在、日本が外国軍隊から武力攻撃を受ける可能性は、ほとんどなくなっている。国民の権利と財産を奪い、地方分権の理念に反する有事法制の制定を急ぐ必要は全くない。私たちは、客観的な安全保障環境と平和憲法の理念を踏まえ、冷静に判断するならば、今、あえて地方自治体や国民に戦争協力を強制する法制度をつくる必要はない。今の国の動向は、短兵急と言わざるを得ない。地方自治体や住民（国民）の納得・理解が不十分なまま、有事関連三法案の成立が強行されるようなことがあってはならない。内容的にも、手続き的にも重大な問題点を含む有事関連三法案の制定に強く反対するものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年六月二十八日

別 府 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
防衛庁長
殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立少数であります。よって、本件は否決されました。

次に、日程第七により、議員派遣の件についてを議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、各議員から、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情により変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情により変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

次に、日程第八により、別府市農業委員会委員の推薦を行います。

（推薦予定者除斥）

○議長（首藤 正君） 本件に関しましては、本年の第二回市議会定例会において当市議会が推薦いたしました農業委員会委員の、

十二番	後藤	健介君
二十四番	原	克実君
二十六番	内田	有彦君
三十一番	矢野	彰君

以上四名の方々の委員の任期が、平成十四年七月十九日付をもって満了することに伴い、市長より議長あてに後任者の推選依頼がありました。よって、この際、別府市農業委員会委員の後任者の推選を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、別府市農業委員会委員の後任者の推選を行うことに決定いたしました。農業委員会委員の後任者四名の選任の方法については、指名推選の方法により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、人選の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

別府市農業委員会委員の後任として

六番	池田	康雄君
十八番	富田	公人君
十九番	三ヶ尻	正友君
二十三番	岩男	三男君

以上四名の方々を指名いたします。

ただいま議長において御指名いたしました四名の方々を別府市農業委員会委員の後任として推選することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、さきに当市議会が推選した現農業委員会委員の方々の任期が七月十九日付で満了することに伴い、ただいま御指名いたしました四名の方々を後任の別府市農業委員会委員に推選することに決定いたしました。

（除斥者入場）

○議長（首藤 正君） 以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。

以上で第二回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、第二回市議会定例会を閉会いたします。

午後七時十三分 閉会